

平成25年

第1回市議会定例会 議案第45号

函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の制定について

函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を次の  
ように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第  
80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備および運営に関する  
基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

- 第3条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。  
以下同じ。）が地域において自立した日常生活または社会生活を営む  
ことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金  
で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜  
の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 福祉ホームは、利用者の意思および人格を尊重して、常に当該利用  
者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
  - 3 福祉ホームは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、  
市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスまたは  
福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第4条 福祉ホームの配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第5条 福祉ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 職員の職種，員数および職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容ならびに利用者等から受領する費用の種類およびその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項  
(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し，それらを定期的に利用者へ周知しなければならない。

2 福祉ホームは，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には，地域の特性に応じて，地震，津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第7条 福祉ホームは，利用者に対しサービスを提供した際は，当該サービスの提供日，内容その他必要な事項を，サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 福祉ホームは，職員，設備，備品および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 福祉ホームは，利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第17条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった  
処置についての記録

(規模)

第9条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模  
を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 福祉ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。  
ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホ  
ームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に  
対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の  
一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 管理人室

(5) 共用室

2 前項第1号から第3号までおよび第5号に掲げる設備の基準は、次  
のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする事。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、  
9.9平方メートル以上とする事。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものである事。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものである事。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋  
として、利用定員に応じて適当な広さを有する事。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでな  
ければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない  
場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第11条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 福祉ホームは、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第16条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者またはそ

の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 福祉ホームは、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホームまたは法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日の到来の時点において基本的な

設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第1号イの規定は、適用しない。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正等に伴い、福祉ホームの設備および運営に関する基準を定めるため